



品川区 ファミリー・サポート・センター

会員のしおり

ファミリー・サポート・センターの活動は、地域住民の相互援助活動です。地域の方が自分のできる範囲で子育て中の方をサポートし、子育てを社会で応援する仕組みです。

センター事務局は子どもの安全・安心を第一優先に考え、同時に子どもをお預かりする提供会員が安全・安心に活動ができるようサポートします。

依頼会員・提供会員・センター事務局（アドバイザー）の三者で子どもの成長を見守り育んでいきましょう。

目 次

ファミリー・サポート・センター事業とは……………	1
活動内容……………	2
ファミリー・サポート・センターのしくみ……………	3
活動の枠組み……………	4
顔合わせに関するルール……………	5
会員としてのルール……………	6
活動するにあたって……………	7
利用料について……………	8
利用料計算:補足……………	10
補償保険制度について……………	11
退会手続きについて……………	14

ファミリー・サポート・センター事業とは

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育ての手助けがほしい方（依頼会員）と、子育ての手助けをしたい方（提供会員）が会員になり、地域の中で子育てをする会員組織の相互援助活動です。

できるときに できることを できる範囲で
活動していただくしくみです。
必ずしもご希望の活動が提供できるとは限りません。
活動に際しては、子どもの安全・安心を優先します。



会員になるには

◆ 依頼会員 ◆

品川区在住の生後43日以上おおむね12才までの子どもを持つ保護者の方で、育児の援助を受けたい方

事前の会員登録が必要です。郵送による登録は可能ですが、利用に際しては子どもと一緒に来所していただく必要があります。

◆ 提供会員 ◆

品川区在住もしくは在勤、在学する20才以上で育児の援助ができる方
活動に際して、センター事務局が実施する提供会員養成講座を受講していただきます。

◆ 両方会員 ◆

依頼会員と提供会員を兼ねて登録することができます。

活動内容

- ①保育施設等まで子どもの送迎を行うこと。
- ②保育施設等の保育開始前、または保育終了後に子どもを預かること。
- ③学校の放課後、またはすまいるスクールの終了後に子どもを預かること。
- ④子どもが病後などで登園、または登校できない場合に預かること。
(病時・感染症の場合は預けません。)
- ⑤子どもを短時間預けること。(冠婚葬祭・求職活動・リフレッシュなど。)

ファミリー・サポート・センターで行う活動は、

短期的、補助的なものにかぎります。



活動上の注意

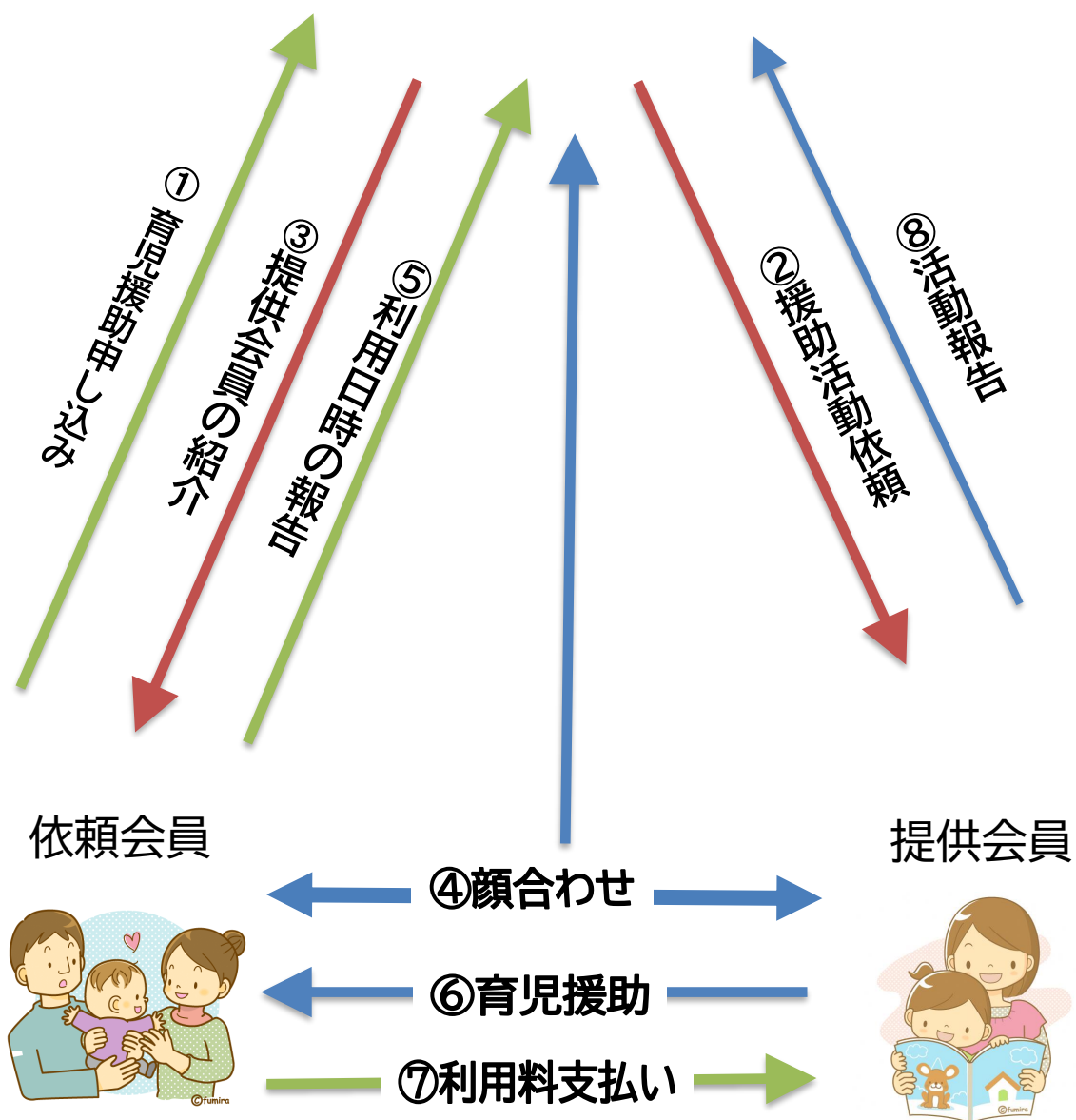
- ・子どもを預かるのは提供会員宅とします。
ただし、両会員とアドバイザーの合意がある場合は、区内公共施設、地域子育て支援施設等、その他子どもの安全を確保することができる場所で行います。
- ・宿泊を伴う援助活動は行いません。
- ・送りだしおよび受け入れる場所に大人が不在の場合、送迎活動はできません。
- ・依頼会員が希望する援助に応じられる提供会員がみつからない場合もあります。
- ・自転車、自家用車による送迎は行いません。

援助活動時間(おおむね)午前7時～午後10時

ファミリー・サポート・センターのしくみ



センター事務局(アドバイザー)



活動の枠組み

- ①依頼会員は、援助が必要になった場合、子どもを連れての来所予約をします。来所時に具体的な依頼内容を伺います。
- ②アドバイザーが、依頼会員の希望条件により、提供会員に援助活動を依頼します。
- ③その結果を依頼会員にお知らせし、提供会員を紹介します。
- ④顔合わせは、提供会員、依頼会員（子どもを含む）、アドバイザーの三者で行います。
- ⑤活動日が決まったら、依頼会員より決定事項をセンター事務局に事前報告します。
- ⑥提供会員は依頼会員に依頼された援助活動を行います。
- ⑦提供会員は、援助終了後に活動報告書を記入し、署名します。依頼会員は内容を確認の上、署名します。その後、利用料を提供会員に支払い、活動報告書（依頼会員控え）を受け取ります。
- ⑧提供会員は活動報告書（センター控え）を翌月5日までに、センター事務局へ提出します。

※安全に活動を行うために、来所後1年以上利用がなく、改めて利用をご希望される場合、子どもを連れての再来所をお願いします。

来所時の子どもの年齢	再来所年数
0歳～2歳	1年
3歳～	2年

例：子どもが「10か月」で来所、その後利用がなく「1歳11か月」以降利用希望が生じた場合、再来所の必要あり

※再来所年数は目安であり、必要に応じ来所をお願いする場合があります。

顔合わせに関するルール

子どもの安心・安全を守るために事前に「顔合わせ」を行います。

「顔合わせ」は具体的に利用する日時が決まってから行います。

※顔合わせは、センター事務局の開所時間内に行います。

①利用予定日に合わせて「顔合わせ」日時を調整させていただきます。

②顔合わせは、利用内容により依頼会員宅および提供会員宅、送迎先等で行い、「利用内容確認書」を取り交わします。

※顔合わせの費用について

●交通機関を利用した「顔合わせ」をする場合は、依頼会員は、提供会員の交通費(P9.⑥参照)を負担していただきます。

●提供会員1名につき、1時間分の利用料(800 円)を依頼会員から提供会員に当日支払っていただきます。(兄弟姉妹での利用の場合は、二人目より半額の利用料を負担していただきます。)

③3か月以上活動実績がない場合、そのマッチングはいったん「終了」となります。
再度のご利用希望がある場合はセンター事務局にご連絡ください。



会員としてのルール

- ①会員は、顔合わせの時に決めた援助活動内容以外の活動はできません。
- ②利用内容を変更する場合は依頼会員がセンター事務局へ連絡し、「利用内容確認書」の変更手続きをとってください。
- ③援助活動により知り得た相手方の会員およびその家族のプライバシーを他に漏らさないでください。(退会後についても同様です。)
- ④兄弟姉妹以外の複数の預かりはできません。
(兄弟姉妹と一緒に預けられない場合があります。)
- ⑤援助活動を通じて、宗教活動、政治活動、営業活動などを行わないでください。
- ⑥会員は、相互に協力して援助活動中の子どもの安全確保に努めてください。
- ⑦提供会員は、子どもの体調に異変を認めたときは、依頼会員に連絡するとともに、活動をいったん中止し、依頼会員の指示に従ってください。
同時にセンター事務局に連絡してください。
- ⑧事故・事件にあった時は、活動を中止し、センター事務局に連絡してください。

注意!

※学校・保育園・幼稚園から自然災害および緊急時対応のため、「保護者に送迎の要請連絡(保護者に迎えに来てほしい)」があった場合は、**活動は中止となります**。感染症による休園・休校の場合も同様の扱いです。
依頼会員の私的な都合での活動取消しではないため、取消し料は発生しません。



活動するにあたって

依頼会員

- ① 活動日時をセンター事務局に事前報告をしてください。
- ② 預ける子どもの体調の確認をお願いします。
※病後の子どもの体調が安定しているか確認してください。
- ③ 利用料の準備(おつりのないようご用意ください)をお願いします。
- ④ 日時変更・取消しの場合は、すぐに提供会員およびセンター事務局へ連絡をしてください。

***薬を預けることはできません。**

提供会員

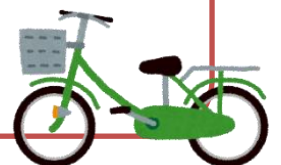
- ① 顔合わせ時の依頼内容の確認をしてください。
- ② 安全チェックリストの確認を行ってください。
- ③ 会員証の携行をお願いします。※求められた場合は提示してください。
- ④ ご自身の健康状態をチェックして、食中毒、感染症予防に努めてください。
- ⑤ 預かった子どもの体調の確認をお願いします。
※特に病後の子どもについては、体調について依頼会員から十分な申し送りを受けてください。
- ⑥ 会員双方の自宅以外での預かりの場合は、各施設のルールに従って活動してください。援助活動中は子どもの安全に十分配慮し、子どもから目を離さないでください。
- ⑦ 自転車・自家用車の利用はできません。ただし、自転車については育児援助活動以外で現地へ移動するための利用は可能です。

***薬の預かりはできません。**

***預かり中に発熱や体調不良があった場合、依頼会員に連絡をしてすみやかに迎えにきてもらってください。**

《自転車利用時のルール》

- ・子どもを乗せての乗車は禁止します。
- ・自転車を押しながら子どもと歩くことは禁止します。
- ・自転車を利用する場合、予め駐輪場所等の確認をお願いします。
- ・活動途上、自転車利用による事故が発生した場合は保険の対象となります。



利用料について

利用日及び時間帯	利用料	
	1 人	2人目以降1人あたり
午前7時～午後7時	1 時間あたり 800 円	1 時間あたり 400 円
上記以外	1 時間あたり 900 円	1 時間あたり 450 円
年末・年始(12/29～1/3) 全時間帯	1 時間あたり 900 円	1 時間あたり 450 円

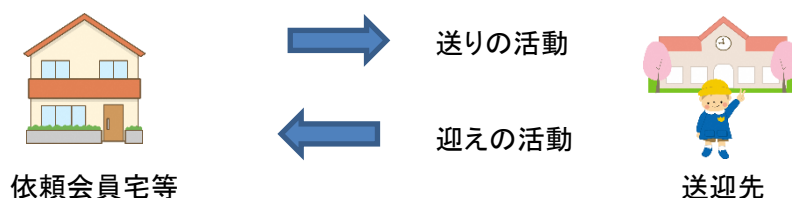
※依頼会員が同時に兄弟姉妹を預ける場合は、2人目より利用料が半額となります。

- ① 利用料は活動終了後、現金または、双方が合意する支払い方法で支払ってください。
- ② 送迎を伴う活動は、提供会員の移動時間も利用料に含まれます。
 - ◆ 送迎を含む預かり ⇒ 提供会員が自宅を出た時を活動開始時間とします。
 - ◆ 送迎のみ ⇒ 提供会員が自宅を出た時から自宅にもどった時までを活動時間とします。



※提供会員が区内在勤・在学者の場合は、所属する勤務先・学校を出た時から、勤務先・学校にもどった時までを活動時間とします。

- ◆ 送り迎えを同一の提供会員に依頼した場合、援助活動ごとに利用料を計算します。



- ③ 1回の援助活動が1時間未満の場合は、1時間となります。
1時間以上の場合は、次のように計算します。
30分以下0.5時間(半額)
31分以上～60分1.0時間

④ 取消料(依頼会員が取消しをした場合)

取消しの連絡	取り消し料
前日午後5時までの取消し	無料
当日の取消し	1時間分の利用料
無断の取消し	利用予定時間の全額分の利用料

※兄弟で利用予定が、1人だけキャンセルとなった場合はキャンセル料は半額です。

⑤ 取消しが発生した場合、依頼会員が提供会員とセンター事務局に連絡してください。

⑥ 実費の負担………援助活動にかかる費用は実費

・おやつ、食事代

センター事務局の定める標準額を参考に依頼会員と提供会員で決めてください。

(標準額)	おやつ	1回 200円
	食 事	1食 500円

・交通費

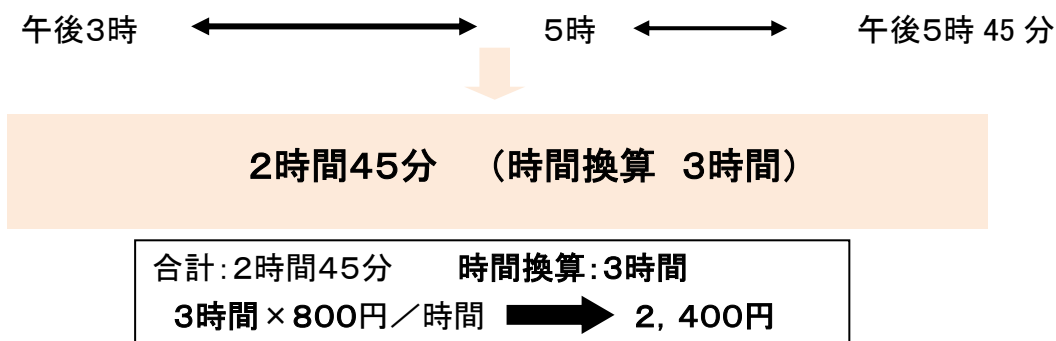
提供会員の交通費は、区内在住者の場合は提供会員宅の最寄りの駅からかかる交通費を負担していただきます。区内在勤・在学者の場合は、所属する勤務先、学校の最寄りの駅からかかる交通費を負担していただきます。

※活動中の子どもの移動にかかる交通費は別途ご負担いただきます。

利用料計算:補足

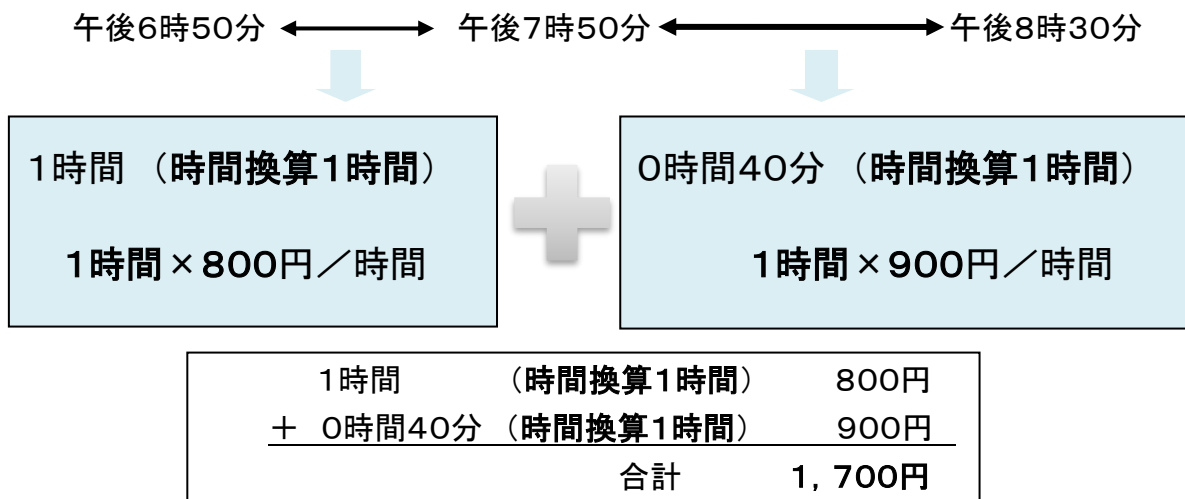
①利用時間帯の利用料が同額の場合

(例)午後3時から午後5時 45 分の活動



②利用時間帯の利用料が異なる場合

(例)午後6時50分から午後8時30分の活動



当日の取消し料

利用時間帯料金の1時間分とは、「**最初の利用時間帯の1時間分**」のことです。

最初の利用時間帯が時間単価800円の場合 ➡ 800円

最初の利用時間帯が時間単価900円の場合 ➡ 900円

補償保険制度

援助活動中の万がーの事故に備え、ファミリー・サポート・センター災害補償制度に加入しています。

依頼会員は援助活動の日時を事前にセンター事務局に報告してください。
事前報告のない活動は保険の対象になりません。

注意!

◆依頼会員のお子さまの傷害補償◆

依頼会員のお子さまが、活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、提供会員の過失の有無にかかわらず保険金をお支払いするものです。

(熱中症・細菌性食中毒も補償します。)

(地震などの天災による事故も補償します。)

事 由	補償額	備 考
死 亡	300万円	事故日より180日以内死亡
後遺障害	程度により 300万円～9万円	事故日より180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度 医師の治療を必要とし入院した場合
手 術	手術の種類により入院日 額の10倍・20倍・40倍	事故日より180日以内で90日分を限度 1事故に基づく傷害について1回の手術に限る
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度 医師の治療を必要とする場合

* 補償対象外(持病の悪化等を含む疾病等)

◆提供会員傷害補償◆

提供会員が、活動中や、活動を提供するため、提供会員宅と依頼会員宅や施設等への通常経路における往復途上（センター事務局に届けている経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いするものです。

（熱中症・細菌性食中毒も補償します。）

（地震などの天災による事故も補償します。）

事 由	補償額	備 考
死 亡	500万円	事故日より180日以内死亡
後遺障害	程度により 500万円～15万円	事故日より180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院（1日）	3, 000円	事故日より180日以内を限度 医師の治療を必要とし入院した場合
手 術	手術の種類により入院日 額の 10 倍・20 倍・40 倍	事故日より180日以内で90日分を限度 1事故に基づく傷害について1回の手術に限る
通院（1日）	2, 000円	事故日より180日以内で90日分を限度 医師の治療を必要とする場合

* 補償対象外（持病の悪化等を含む疾病等）

◆提供会員賠償責任補償◆

提供会員が活動中に、自らの業務の管理・監督・指導上のミスなどが原因で依頼会員のお子さまやその他第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

（自宅と活動場所との通常経路における往復途上の事故を含みます。）

補償内容	限度額	備 考
身体の障害補償	1名・1事故 2億円	ただし生産物賠償責任保険については保険期間中で2億円が限度
初期対応費用・訴訟対応費用	1事故 1,000万円	対人事故に対する見舞金・見舞品は被災者1名につき10万円限度
預かり品	1事故 1,000万円	
情報漏えい	1事故・保険期間中 3億円	各種費用保険金 3,000万円 限度

◆依頼会員のお子さまによる加害事故補償◆

依頼会員のお子さまが、サービスの利用中に提供会員およびその親族の身体や財物に損害を与えた場合に、災害見舞金をお支払いします。

補償内容	限度額	備 考
身体の障害補償	（損害の程度により） 10万円～1万円	
財物の損壊補償	（損害の程度により） 10万円～3千円	実損害額が3千円未満の場合は お支払い対象になりません。

退会手続き

転居等により、退会をされる場合は**センターに報告**し、提供会員は登録時に発行される「**会員証**」を添えてセンター宛てに郵送または持参し手続きを行ってください。



『**どうしよう・・・？**』は センター事務局に連絡をください。

たとえば

- ・依頼された活動ができなくなった場合。
- ・依頼内容と活動内容が異なる場合。
- ・不安なとき、困った時。 など。



品川区ファミリー・サポート・センター事務局

受付時間 月曜～土曜日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

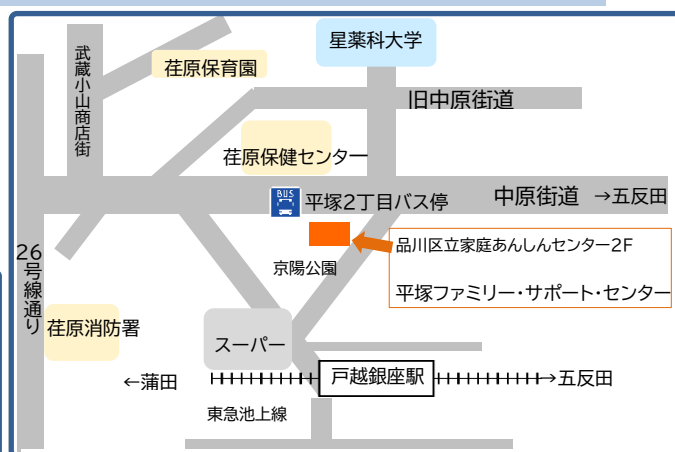
平塚ファミリー・サポート・センター

(品川区立家庭あんしんセンター)

〒142-0051 品川区平塚2-12-2
家庭あんしんセンター2F
TEL 5749-1033
FAX 5749-1036

【担当地区】

東五反田・西五反田・荏原・平塚
上大崎・大崎・小山・小山台・東中延
西中延・中延・旗の台・戸越・豊町
西品川・二葉3丁目、4丁目



- ①東急池上線「戸越銀座駅」より徒歩5分
 - ②東急バス「平塚2丁目」より徒歩2分
- (反11) 五反田⇄世田谷区民会館

大井ファミリー・サポート・センター

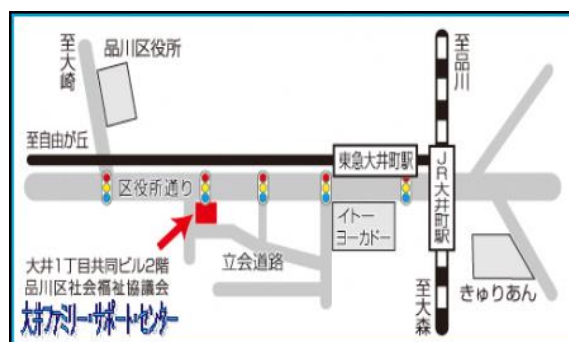
(品川区社会福祉協議会)



〒140-0014 品川区大井1-14-1
大井一丁目共同ビル2F
TEL 5718-7185
FAX 5718-1274

【担当地区】

東品川・南品川・北品川・広町
東大井・南大井・大井・西大井
八潮・勝島・二葉1丁目、2丁目



- ①東急大井町線「大井町駅」より徒歩5分
- ②JR線「大井町駅」より徒歩5分

URL:<http://shinashakyo.jp/family/index.html> 〈ファミサポ通信・講座・研修会等の情報掲載中〉